

平成20年3月24日申し合わせに際しての主な論点とその対応

1. 寄附金・契約金等の対象範囲

- 考慮対象とする寄附金・契約金等の範囲はどこまで含めるか。
暫定ルールの対象は以下のとおり。
 - ・ コンサルタント料・指導料
 - ・ 特許権・特許権使用料・商標権による報酬
 - ・ 講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬
 - ・ 委員が実質的な受取人として使途を決定し得る研究契約金・（奨学）寄付金（実際に割り当てられた額）
- 既に保有している株式を、承認による株価変動の可能性を考慮して対象とすべきか。対象とする場合の、その評価方法はどのようにすべきか。
暫定ルールにおける評価方法は以下のとおり。
 - ・ 当該年度において、保有している当該企業の株式の株式価値

【対応とその考え方】

教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄付金については、その定義や取扱いについて十分認知されていないこと、また、機関経理がなされることをもって寄附金・契約金等から除外することは、審議のより一層の中立性・公平性の確保という観点から適切ではないとし、寄附金・契約金等の対象とした。

また、株式の取扱いについて、米国では10万ドル（改正案では5万ドル）、欧州では5万ユーロが一つの目安とされていることを踏まえ、株式の時価総額をもって寄附金・契約金等の対象とした。

あわせて、国家公務員倫理法の取扱いも参考に、贈与された金銭、物品又は不動産の相当額、提供された役務、供應接待、遊技、ゴルフ又は旅行の相当額も含めた。

2. 寄附金・契約金等の名宛人と使途決定権との関係

日本の大学法人等では、治験も含め、寄附金・契約金等は、機関経理処理を行っており、寄附金・契約金等と実質的な名宛人との関係で次のパターンが考えられる。

①自分が実質的な名宛人で、かつ、自分に使途決定権があるケース

(例：教員（研究室）あての奨学寄附金 等)

②自分が実質的な名宛人だが、自分には使途決定権がないケース

(例：学部長（自分）あての学部への寄附金 等)

これらのパターンのうち、どのケースを対象範囲とすべきか。

【対応とその考え方】

現状では①のみ対象としている。②の取扱いについては、組織の利益相反の問題であることから、今後、学術的な研究も含め、継続検討課題とされたところ。

3. 金額水準

- 全体を合計して一律の水準を設けるべきか。あるいは個別の事項毎に水準を設けるべきか。
- 寄附金・契約金等を考える場合、受入額（収入ベース）で捉えるのか、必要経費を除いた実収入（所得ベース）で捉えるのか。

4. 競合企業の扱い

- 競合会社からの寄付金等を対象とするのか。するとした場合、その範囲をどこまでとするのか。
- 直接の審議品目のみならず同一薬効群の競合品目までを対象とすると、同一専門領域の委員が審議に関与又は議決に参加できない事態が発生することとなるため、日本の状況においては専門家の選定が困難になるのではないか。

【対応とその考え方】

○ 競合企業の取扱いについて

欧米における取扱いを踏まえ、基本的には競合企業からの寄附金・契約金等も対象とした。なお、申告のルールを品目単位とするか企業単位とするかという点等とともに総合的に勘案し、我が国の実態等も踏まえ、議題により影響を受ける企業数が3社を超える場合には、その影響の大きい上位3社とした。また、同様の考え方に基づき、競合品目の数は3品目までとした。

○ 金額水準の取扱いについて

審議不参加に係る金額水準については、米国における寄附金・研究費では一つの団体(企業)から10万ドル(改正案では当該品目に係るものと競合品目に係るものとを合算して5万ドル)、欧州では一つの団体(企業)から5万ユーロ(寄附金、契約金は対象外とした上で株式等について合算)が一つの目安とされていることを参考にしつつ、寄附金・契約金等の性格等を踏まえ、総合的に勘案して、当該企業又は競合企業から年度あたり500万円という一律の水準を設けた。

なお、議決不参加の基準については、暫定ルールで定められていた議決参加に係る基準(50万円以下)に関し、名目(対象)を講演等の報酬に限定していたものを、受取額の上限は変更せず、その名目限定を外している。

5. 考慮対象期間

- 審議の時点における的確な経済的利害関係の状態を捉える場合に、過去の企業や団体との関係をどこまで遡るべきか(過去3年で十分か)。過去まであまり広くとらえると、あらゆる委員が利害関係者となるのではないか。

【対応とその考え方】

米国では過去1年、欧州では過去5年であること、委員等の事務的業務の負担を勘案し、当該年度を含め過去3年度とした。

6. 家族の取扱い

- 米国においては、本人以外の妻、子等の親族も寄附金等の報告対象としているが、利益相反の観点からはどの範囲までを対象と考えるべきか。
一方で、親族の株や個人報酬等の財産情報をどこまで把握できるかという問題があるのではないか。

【対応とその考え方】

米国における取扱い等を参考に、委員等本人と生計を一にする配偶者及び一親等の者とした。

7. 審議不参加の具体的取扱いと特例扱い

- 暫定ルールでは寄附金等の程度に応じて、「退席」か又は「議決のみに加わらない」という取扱いとしているが、このような取扱いは適當か。

【対応とその考え方】

欧米の取扱いを参考に、暫定ルールにおける取扱いのとおりとした。

8. 公表の扱い

- 審議会議事録については、発言者を直ちに公表することにより公正な審議が阻害されることを防ぐという観点から、2年間は委員名を伏せた形で議事録を公表している。

また、現在、暫定ルールに基づき、各寄附金・契約金等の程度に応じた審議参加の可否については議事録に残すものの、委員名については2年間は伏せた形で公表することとしている。

この取扱いでよいか。

【対応とその考え方】

議事録の公開にあわせて委員名も公開する方向で、現在、各部会からの意見等を踏まえ調整中である。なお、情報公開の重要性に鑑み、委員等から提出された申告書の内容については、速やかに厚生労働省ホームページに公開することとした。